

議案第 28 号

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例（昭和27年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項前段中「終了後」を「終了後及び教育委員会が定める長期休業日」に改め、同条第2項中「5時間を超えた」を「8時間を超える」に、「、1,000円」を「、1,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

一時預かり保育の実施日の拡充に伴い、所要の改正を行うものがあります。